

軍事力によらない安全保障体制の構築をめざして

¥200

発行■NPO法人ピースデポ

223-0062 横浜市港北区日吉本町1-30-27-4 日吉グリーンネ1F

Tel 045-563-5101 Fax 045-563-9907 e-mail:office@peacedepot.org URL: http://www.peacedepot.org

主筆■梅林宏道 編集長■田巻一彦 郵便振替口座■00250-1-41182 「特定非営利活動法人ピースデポ」

銀行口座■横浜銀行 日吉支店 普通 1561710 「特定非営利活動法人ピースデポ」

NPT
再検討
会議

中東非核兵器地帯会議の 開催に合意できず

—「イラン核合意」を優先した米の思惑

今回のNPT再検討会議の焦点の一つは、2010年行動計画で合意されたにもかかわらず、開催されないままの「中東非核・非大量破壊兵器地帯設立に関する会議」であった。早期開催を求めるエジプトを中心とするアラブ諸国と、開催できる状況にないとする米国との間では、白熱した論戦が交わされた。「最終文書案」には、2016年3月1日を期限に会議を開催することが盛り込まれたが、これに米、英、カナダが同意を拒否、成果文書合意はならなかった。6月末に予定されるイラン核協議「最終合意」を最優先させた米英等による、イスラエルへの政治的配慮が働いた結果であると考えられる。

2011年10月に「中東会議」開催のファシリテータ(調停人)に任命されて以来、会議開催のための努力を重ねてきたフィンランドのヤッコ・ラーヤバ国務次官は、5月4日の主委員会Ⅱ(保障措置、非核兵器地帯等)において、中東諸国に「相互対話のチャンネルが開かれた」ことが着任以来4年間の成果であると強調した。さらに、「地域の安全と安定の増進を検討するために、この新しい対話チャンネルを活用してほしい」、「地域諸国に政治的意志があり共通の目的があるならば、私はそれを手助けすることができる」と述べた¹。

が地帯設立のための法的拘束力のある条約締結プロセスを開始する会議を、本再検討会議最終文書の採択から180日以内に招集すること等を要求した。

これに対して、5月7日の主委員会Ⅱ・下部機関Ⅱの討論で、米国のアダム・シャインマン大使(核不拡散担当大統領特別代表)は、「(会議準備の)プロセスが失敗したという意見には同意できない」として、「2013年以来、スイスでもたれた5度の地域協議は会議開催への前進をもたらした。イスラエルは議題と主要文書に地域国家が合意できれば、会議参加の用意があると明言

(→2ページ下段へ)

アラブ対米国の論戦

5月4日の主委員会Ⅱにおいて、エジプトのヒシャム・バドル大使(外務次官)は、停滞に苛立ちを隠さず次のように述べた²。1995年のNPT再検討・延長会議で無投票採択された、中東地域における非核兵器地帯の設立を求める決議(中東決議)³は「NPTの無期限延長を含む諸決定のパッケージの不可欠な一部」だ。それが未だ実行されていないのは、95年と2010年の合意への著しい違反である。大使はさらに、「国連事務総長

今号の内容

NPT再検討会議の焦点

大国の思惑で「中東会議」合意できず

<資料>最終文書案

議論の基層に「人道」の視点

論争"新アジェンダ連合vs米"

<資料>再検討会議での両国の声明

「安保法制」国会論戦を追う(1)

【資料】2015NPT再検討会議・最終文書草案 中東非核兵器地帯関連条項(抜粋訳)

2015年5月22日

169. 会議は、加盟国によって表明された中東非核・非大量破壊兵器の設立に関する会議開催への圧倒的な支持に留意する。この目的で、会議は以下の行動に合意する：

- i. 同会議は1995年決議を委任された議題とする。
- ii. 再検討会議は、同会議を遅くとも2016年3月1日までに、中東地域の全国家¹を招待して開催することを国連事務総長に委任する。会議は、地域国家の自由意思に基づく中東非核・非大量破壊兵器地帯を設立する法的拘束力のある条約を交渉し、締結するための継続的プロセスを開始することを目的とする。

iii. 共催国は、同会議の準備過程及びフォローアップ措置に対する支援を行う。

iv. 国連事務総長、1995年決議共同提案国並びに他の全ての加盟国は、同会議が延期されぬことを保証する。

v. 同会議の適切な準備及び成功を保証するために、再検討会議は全ての加盟国に対して、全地域国家が招待される準備会合をおした諸直接協議に遅滞なく参画するよう要請する。

vi. 前記諸協議の目的は、会議の議題設定に関する合意を形成することにある。議題合意から45日以内に、国連事務総長は会議を招集する。

vii. 準備及び会議の過程から生起する実質的決定は、全て全地域国家のコンセンサスによるものとする。

viii. 上記プロセスを調停するために、再検討会議は国連事務総長に対し

て2015年7月1日までに特別代表1名を指名するよう要求する。特別代表と1995決議の共同提案国は、中東諸国と協議し、同会議の準備と成果が成功裏に行われるための努力を惜しまないものとする。

ix. 地域諸国の参加に加え、会議には、核兵器国、国際原子力機関(IAEA)、化学兵器禁止機関(OPCW)、包括的核実験禁止条約機関準備委員会(CTBTO)、生物兵器禁止条約履行支援ユニット(BWC-ISU)及びアラブ連盟(LAS)が、オブザーバーとして招待される、

x、xi. (略)。

原注1 地域国家とは、アラブ連盟加盟国、イラン・イスラム共和国及びイスラエルである。

(訳：ピースデポ)

(→1ページから)

している」と反論した。また「新しいアイデアがあれば受け入れる」としつつ、それらのアイデアは「成功のためには全地域国家の正当な国益が考慮に入れられ、コンセンサスに基づいて運用されるものでなければならない」との条件を付けた。

5月21日に公表された再検討会議・最終文書案の中東会議関連の部分訳を上資料に示す。そこでは国連事務総長が招集する会議の開催期限は「2016年3月1日」とされた。この期限は、先立つ主委員会Ⅱ「議長作業文書」(5月20日)では「2015年12月15日」とされていた。「最終文書案」はアラブ諸国と米国等とのギリギリの妥協点を探るものであった。

背景に米英等の「イラン合意」優先方針

しかし、この最終文書案に米国は同意を拒否、英国及びカナダもそれに同調した。5月22日の閉会会合でローズ・ゴッテモラー米国務次官は、不同意の理由を次のように説明した。「最終文書案は、議題と会議の法的性格に関する中東諸国のコンセンサスに基づく議論を許容せず、会議開催期限を恣意的に設定するものだった。我々は、エジプト及びアラブ連盟諸国と文案改善を試みたが、多くの国、とりわけエジプトが草案に含まれた非現実的で実行不可能な文言を手放さなかった。」

米国の不同意表明が、イスラエルとの協議の結果だったことは公然の秘密である。再検討会議の会期中、米国はトーマス・カントリーマン国務次官補(国際安全保障・不拡散局)を協議のた

めにイスラエルに派遣し⁴、会議終了直後の5月23日には、ベンヤミン・ネタニヤフ首相がジョン・ケリー米国務長官との電話会談で感謝の意を伝えたと報じられた⁵。5月22日にはワシントンD.C.にある最大のシナゴグ(ユダヤ教の会堂)「アダス・イスラエル」で、オバマ大統領は「イラン核合意」⁶への理解を求めた上で、「イスラエルの安全保障への米国の誓約は揺るぎない」と演説している⁷。

「イラン核合意」が、イランに一定の「平和利用」の権利を認める内容で、6月最終合意に向け調整の大詰めを迎える中、これを優先課題とする米英等は、警戒するイスラエルや米国内の親イスラエル派の協力を取り付けるために配慮を示したものと思われる。

とはいえ、イラン核協議のタイミングが直接に絡まなかったとしても、中東会議の議題設定と運営方式についてどのような合意点があり得たのかを考えるためには、意見調整の現状について余りにも情報が乏しいと言わなければならない。(田巻一彦)㊦

注

- 1 フィンランド外務省プレス発表。www.finland.or.jp/public/default.aspx?contentid=326187&nodeid=41267&contentlan=23&culture=ja-JP
- 2 本稿で引用する演説草稿、文書は国連「2015年NPT再検討会議」サイト参照。www.un.org/en/conf/npt/2015/documents.shtml
- 3 ピースデポ「イアブック『核軍縮・平和—市民と自治体のために』2014年版・基礎資料1-4(242ページ)に全訳。
- 4 CNSニュース電子版、15年5月21日。
- 5 イスラエル誌「ハアレツ」電子版、15年6月1日。
- 6 本誌471-2号(15年5月15日)。
- 7 ホワイトハウス「ブリーフィング・ルーム」(www.whitehouse.gov/briefing-room)から日付で検索。

核軍縮議論の岩盤を形成した人道の視点

再検討会議を振り返る時、核兵器の「人道的結末」への認識が核兵器廃絶への動機として焦点化されたことが、強く印象づけられる。

4月28日の「一般討論」においてオーストリアは、「核兵器の人道的結末に関する共同声明」(賛同国159か国)を発表、「人道性という焦点がグローバル・アジェンダとして確立された」と述べた。オーストリアはさらに5月22日の閉会会合において「核兵器の人道上の影響と効果を回避するのは、すべての国の責任である」ことを強調した。「オーストリアの誓約」¹は、本会議中に「人道の誓約」と改題され、賛同国は109か国(6月10日現在)になった²。その他の文書や声明の多くもこの認識に触れた。

パン・ギムン国連事務総長は、「NPT再検討会議の成果に関する声明」³で次のように述べた。「核兵器のいかなる使用も壊滅的な人道的結末をもたらすとの認識の拡大が、核兵器の禁止と廃絶を導く効果的措置を目指す緊急の行動を強制するものであり続けることを希望する」。この文章は、最終文書案では消されたが、5月12日段階の文案にほぼ一致する⁴。国連が「最終文

書案」よりも積極的に人道の視点を核軍縮義務に結合させるべきと述べていることに注意を喚起したい。

オーストリア「共同声明」(4月28日)には、米国と同盟関係にある国では日本、デンマーク、ノルウェー、フィリピン、及び米国と自由連合協定⁵を結ぶマーシャル諸島、ミクロネシア連邦、パラオが賛同している。「人道の誓約」にはマーシャル諸島が賛同している。フィリピンはすでに東南アジア非核兵器地帯の一員であり、マーシャル諸島は核保有9か国を相手に核軍縮義務違反を国際司法裁判所に提訴した⁶。日本はもちろんのこと、これらの国々が米国の核兵器依存から脱却するために行動を起こすことが、いま強く求められている。(編集部)M

注

- 1 14年12月の「ウィーン会議」で発表。本誌第462号(14年12月15日)に全訳。
- 2 www.icanw.org/pledge/
- 3 www.un.org/sg/statements/index.asp?nid=8661
- 4 本誌前号2~3ページ「ブロック図」参照。
- 5 「自由連合協定」においては安全保障の多くを米国に依存している。
- 6 本誌第458号(14年10月15日)5~6ページ。

【資料】
NPT
再検討会議

核軍縮「効果的措置」に関する 新アジェンダ連合(NAC)と米国の声明

本誌前号で取り上げたとおり、NPT再検討会議においては、核軍縮の「動機づけ」と「アプローチ」に関して2つの典型的かつ対極的な見解が示された。新アジェンダ連合(NAC)と米国である。NACは、核兵器の人道的問題を主要な動機としつつ、法的拘束力のある「効果的措置」の議論の緊急性を訴えた。一方、米国は、核兵器は「安全保障の問題でもあるし人道的問題でもある」として、核軍縮はステップ・バイ・ステップでしか実現できないと主張した。今後の議論の対抗軸を形成してゆくものと考えられる。2つの声明の抜粋訳を以下に示す。

【1】新アジェンダ連合(NAC)を代表した H.E.デル・ヒギー・ニュージーランド軍縮担当大使の声明

主委員会 I、15年5月1日

(前略)
議長、

1998年6月9日に新アジェンダ連合が発足した際の共同宣言で、各参加国の外相は、核兵器のない世界の維持のためには、普遍的かつ多国間交渉に基づく法的拘束力のある国際文書、あるいは相互に補強し合う複数の法的文書からなる枠組みによる下支えが必要であると述べました。

外相たちは、生物化学兵器の全面的でグローバルな禁止を成立させた国際社会の実績と核兵器に関する不毛な状況とが際立った対照をなしていると指摘しました。外相たちは、過去

半世紀の間に無数の決議やイニシアチブがあったにもかかわらず、核兵器に関してそれに相当する成果が得られていないことに遺憾の意を表明しました。

生物化学兵器の扱いと核兵器の扱いの間にある明白な不均衡は、執拗に生き続けています。重大なことに、そして、厳粛な誓約が繰り返さなれ、不作為の帰結が自覚されるようになってきているにもかかわらず、いまだに加盟国が核軍縮に関する効果的措置をめぐる誠実な交渉を追求出来ずにいるという、NPT自体の履行に関する明らかな怠慢が存在し続けてい

ます。

加盟国は、これまでのNPT再検討会議においてなされた全ての合意と約束の履行を加速しなければなりません。それを怠れば、条約の信頼性は損なわれ、今回そして将来の再検討会議でなされるいかなる追加的な誓約も、その価値に疑問が抱かれることになるでしょう。これら既存の合意や約束の履行を要求する一方、NACはさらに多くのことが必要だという立場を堅持しています。加盟国は明確にギアを上げなければなりません。条約の中核を成す条項の一つである第6条の履行に関しては、特にそうです。

第1に、本再検討会議は、NPT第6条が求める核軍縮に関する「効果的措置」を前進させるのに有用な法的アプ

ローチを探究するべきです。

第2に、「効果的措置」を前進させるための決定を行うべきです。そして、

第3に、国連総会のみならずすべての軍縮議論の場での適切なフォローアップ行動を要求するべきです。

議長、

議長は、2014年の準備委員会に提出された作業文書NPT/CONF.2015/PC.III/WP.18において、新アジェンダ連合が核兵器のない世界を実現し維持するためのいくつかの可能な選択肢を示したことをご記憶でしょう。2014年準備委員会に続き、国連総会では決議69/37が圧倒的多数で採択されました。決議には、NPT加盟国に対して「2015年再検討会議において、NPT第6条が求め構想している効果的措置を詳細に検討するための選択肢を探究する」との要求が含まれていました。

この決議と作業文書18に示された関心に照らして、NACは、国際法的観点等から、これらの選択肢のさらなる検討を行いました。私はここにNACの作業文書NPT/CONF.2015/WP.9を謹んで正式に提案致します。

この文書におけるNACの結論は、加盟国は、第6条の履行に向けた事実上2つの法的に区別されるべきアプローチのいずれかを選択することができるということです。これらの2つのアプローチのどちらをとるかを決めるに際して、加盟国は、政治的及び技術的観点の両方から、第6条の目標である核軍縮の達成のための「効果的措置」としての、それぞれの選択肢の長所と短所を評価する必要がありますでしょう。

第1のアプローチは、法的構造は同じだがその範囲と詳細さの水準が異なる、**包括的条約もしくは(簡潔型)禁止条約**という、単独の条約の交渉を行うというものです。

第2のアプローチは、**枠組み合意**に関するものです。それは、最初に交渉されて体系全体の目的を定式化し締約国の大枠の約束ごとを確立する、「基本」あるいは主合意に従って諸義務を確立するというものです。それは同時に、体系全体の個別の要素に関する、相互に補強し合う第2層の一組の文書もしくは議定書のための後続交渉の全般的な統治システムを確立します。この第2のアプローチは、1つの

単独条約によって一連の義務を確立することを目的としない点で、包括的条約あるいは(簡潔型)禁止条約とは構造的に区別されます。

議長、

条約第6条を効果的ならしめる方法に関与することによって、締約国は同条を一般的に遵守することにとどまらず、遵守するための特定の方法の提案へと歩を進めることになるでしょう。このギア・チェンジが、核軍縮を前進させるために至急必要だとNACは信じています。第6条に関する前進は、条約の信頼性を高め、核軍縮と核不拡散の間のような履行をめぐる不均衡を是正するでしょう。第6条が要求する「効果的措置」は、条約の既存の禁止条項に追加的な規範的支えを与えるでしょう。

さらに、この会議で効果的措置に関する決定を行うことが重要である、更なる理由があります。

議長、

加盟国の中には、今日の混迷した国際的な安全保障環境を理由に、核兵器の保持と更新を正当化する国があります。この機会主義は誤りであり、見当違いです。これは、核拡散に対する集団的な努力と、もっと大きな地球規模の不安定があった過去の時代から、核兵器を開発せず、入手せず、管理しないと自ら誓ってきた非核兵器国の立場を掘り崩すものです。核兵器は安定を提供しないし、紛争を予防するのに役立ちません。それどころか、**たった一発の核兵器の爆発によって引き起こされる健康、環境、食物連鎖の破壊それ自体が世界秩序に永続的な後遺症をもたらす**のです。

オスロ、ナヤリット、ウィーンで行われた最近の一連の会議で明らかになった多数の証拠に触れ、それが事故、誤算あるいは設計上の問題のいずれによるものであっても、一発の核兵器の爆発がもたらすリスクと結末に対して、加盟国はより自覚的になっています。証拠は、核兵器にかかわる事故や人為的ミスあるいはシステムの誤作動が続いており、それらはこれまで疑われていたよりも大規模で、かつ増加しつつあることを証明しています。

証拠はまた、一発の核兵器の爆発がもたらす潜在的な健康と環境への影響が、都市人口の増加と、最初に使われた時よりも強大化した核兵器の破壊力によって、増幅されることを明ら

かにしています。さらにそれは、国家も国際機関もそれに対応する適切な能力を持ち合わせていないことも証明しています。

議長、

核兵器の爆発の可能性を防ぐ唯一の確かな方法は、核兵器の完全な廃絶であるという、ますます広がる理解と知見の観点から、加盟国は第6条の核軍縮義務に応えるために、活発に、そして今すぐ行動するという、著しく増大する責任を引き受けなければなりません。NACは、NPTの効果的履行の何たるかを集団的に評価した結果、加盟国は以下の疑問に真摯に向き合うべきであると考えます：

核兵器が壊滅的な人道的結末を引き起こすことは知られており、全ての加盟国には事実そうする義務が課せられているにもかかわらず、**核兵器を廃絶する法的アプローチを議論しよう**としないのは何故か？

新アジェンダ連合は、我々の作業文書で示したいずれの選択肢であっても、それを追究することは第6条の履行を前進させると引き続き信じています。同様に、選択肢のいずれもが、NPTの目標及び目的と完全に合致します。いずれの選択肢も、NPTの既存の禁止事項に、積極的な規範的影響を与えるでしょう。

核軍縮に向かう効果的措置を追求する義務は、NPTの全加盟国に等しく適用されるものであって、核兵器国だけのものではありません。これらの問題に関する核兵器国の見解と関与は歓迎されるでしょう。しかし、たとえいくつかの加盟国が関与しないという選択をしたとしても、作業文書9に示された選択肢を探究することに法的障害はありません。

議長、

新アジェンダ連合は、全ての加盟国が第6条を完全履行し、事故であれ、誤算であれ、計画的であれ、核兵器爆発による壊滅的結末から将来の世代を守るために行動すると繰り返し述べた政治的約束を、ずっと昔に果たしていなければならないと信じます。前に進むために、第6条の「効果的措置」を前進させるための努力は、今こそ2つの法的アプローチ、すなわち、単独の包括的条約／(簡易型)禁止条約、あるいは、相互に補強し合う複数の法的文書からなる枠組み合意、のいずれかの選択を可能にすることに焦点を当てるべきであると、新アジェンダ連合

は信じます。このように焦点を当てた議論が、この委員会の補助機関で行わ

れ、再検討会議の最終成果文書にその決定が盛り込まれることを期待して

います。
ありがとうございました。

【2】ロバート・ウッド米軍縮会議特別代表の声明

NPT再検討会議・主委員会 I・下部機関 I、15年5月8日

議長、

今日は、「効果的措置」について述べよう求められています。

水曜日に行われた最新の会議で述べたとおり、いくつかの国の代表団は「ビルディングブロック」と「効果的措置」とを区別していますが、米国はこれら二つの用語はよく似ており、区別すべき選択肢ではないと考えます。

条約の条文、その交渉経過、数十年かけて確立された加盟国の慣習、そして2010年行動計画に基づき、「効果的措置」とは、多国間の法的拘束力ある措置を含むがそれには限定されない幅広い取組みを指していると、私たちは強調します。**条約には法的ギャップは存在しません。**実際、2010年行動計画の行動3はこの点についてはっきり述べています。

「保有核兵器の完全廃棄を達成するとの核兵器国による明確な約束の履行において、核兵器国は」——ここを強調したいと思います——「一方的、二国間、地域的、また多国間の措置を通じ、配備・非配備を含むあらゆる種類の核兵器を削減し、究極的に廃棄するため、いっそうの努力を行うことを誓約する。」

行動5は同じ明確さをもって、「核軍縮につながる措置」で、法的拘束力の有無にかかわらずいくつかの措置は、各核兵器国によって一方的に行われうることが極めて明白であることを想起しています。例えば、行動5(g)は、透明性を高め、相互の信頼を向上させると述べています。これは、国家単独で、あるいは、複数国間で調整することで、最もよく実行されます。この文脈で私は、核兵器国間で国別報告書の枠組みが合意され、それが、各核兵器国が、行動5及び21に従って国別報告書を提出したことの基礎となっていることに注意を喚起したいと思います

議長、

以上のように、我々は、**多国的な法的拘束力のある協定のみが「効果的措置」であるという前提を受け入れることはできません。**このような前提は、第6条の条文とその交渉過程に忠実ではありません。そして、1995年、2000

年及び2010年の最終文書が示すように、NPT加盟国は過去にこのような前提を受け入れたことは一度もありません。例えば1995年に、加盟国は、第6条の効果的な履行は、核兵器の廃絶という「究極の目標」をもった、核兵器国による「体系的かつ漸進的な努力」を含む行動計画を通じて、達成されるべきだと決定しました。

我々は、第6条を履行するにあたって多国的な法的手段が重要な意味を持ちうることを受け入れます。それらは諸手段の組み合わせの一部です。包括的核実験禁止条約、兵器用核分裂性物質生産禁止条約、そして、非核兵器地帯はその良い例です。核軍縮プロセスの最終局面が、合意された法的枠組みの中で追求されなければならないことを、我々は受け入れられます。しかし、第6条が核兵器を最終的に廃絶するための時間枠も特定の要件も要求していないことは明白です。

とりわけ失望したのは、今秋複数の加盟国が第6条は履行されてこなかったと述べたのを聞いた時でした。第6条に関する我々の実績は力強く、それはここにいる全ての人に知られています。我々は数十年にわたって効果的措置を履行してきました。この会議に提出された米国の報告書(www.state.gov/npt から閲覧可能)と我々の作業文書44に注目していただきたい。そこには、我々がすでにとった措置がいかなる意味でも「効果的」であることが詳細に示されています。米国が過去数十年にわたって積極的に追求してきた措置は、冷戦の核軍拡競争の停止と米国の核兵器の85%削減(その約82%はこの条約が発効してから削減されました)につながりました。ケリー国務長官がこの会議の冒頭演説で指摘したように、過去20年以上、米国は平均して毎日1つ以上の核弾頭を解体してきました。これは容易なことではありません。核軍縮の最終目標に到達するためには、我々の道りはまだ長いかもしれません。我々はそのことを理解しています。しかし、我々が今とっている道が効果的でなく、あるいは、条約に対する我々の誓約に矛盾していると断じることは間違いです。

議長、

米国は、条約の下の全ての義務に対するのと同様に、第6条の下での義務をきわめて真剣に引き受けています。そして、我々は核兵器のない世界の平和と安全保障を追求することを誓約します。その誓約を追求する上で、我々はすでに履行している多くの効果的措置を継続するとともに、絶えず新たな措置を追い求め続けます。更なる措置という文脈では、米国はロシアとの交渉を通じてその核兵器を更に削減する意志を表明していることを想起させていただきたい。我々はその仕事を今日から始める用意ができています。

私はまた、核兵器の使用がもたらす壊滅的な人道的結末に対する我々の明確な理解と認識こそが、数十年の時を遡って、この領域における我々の全ての努力を下支えし続けていることを、この機会に繰り返し強調したい。実際、この理解はIAEAとNPTの創設を後押しした力でした。そしてまた、**問題は核兵器が安全保障の問題か人道上の問題かということではありません。**どちらでもあるのであり、これはNPTの交渉の歴史、条約の文言及びそれに続く加盟国による履行に、はっきりと反映されている事実です。

議長、

核軍縮の歴史は、それぞれのステップが次のステップの条件と機会を創り出すことを示しています。条件と機会はビジョンと現実主義の産物です。それらは推進したり、育成したり、ときには丸め込むことも必要かも知れませんが、命令したり、行程を決めたりすることはできません。何度も言っていますが、繰り返しを恐れずに言います——ステップ・バイ・ステップは、一時(いつか)に一歩だけということの意味しないし、順番に歩を進めることだけを意味するのでもありません。米国は日々、広範囲な効果的措置を含む多様な軍縮措置を追求しています。実現された措置のそれぞれが、将来の行動の基盤を提供するのに役立っています。そして、それらの措置が合わさって、皆が共有する究極の目標へと我々を近づけてくれるのです。我々はいつでも、パートナーであり仲間である全ての加盟国とともに、その目標に向かって取り組み続ける用意があります。

ありがとうございました。

(訳：ピースデポ、太字強調：編集部)

「自衛隊員のリスクは増えない」

(安倍首相、5月20日党首討論)

2015年5月14日、安倍政権は「平和安全法制」(以下、「安保法制」)を閣議決定した。法制審議は、現行法10本を1つの改正法に束ねた「平和安全法制整備法」及び、新設の「国際平和支援法」の計11本分の法律を一括して行うものである。5月20日の党首討論を皮切りに、安保法制の国会審議が始まった。

時事通信の世論調査(6月5～8日実施)によれば「廃案」は12.0%、「今国会にこだわらず慎重に審議」は68.3%で、今国会での成立に否定的な声は8割超に上った。

本誌では、国会議事録に基づき、国会論戦をフォローしていく。(引用部分の強調はピースデポ。)

15年5月20日、党首討論に立った民主党の岡田克也代表は、政府が自衛隊の活動範囲を「**非戦闘地域**」(現に戦闘行為が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる地域)から、「**現に戦闘が行われている現場**」以外に変更されることを「自衛隊のリスクは飛躍的に高まる」と指摘した。5月26日の衆院本会議では、共産党の志位和夫委員長らが、自衛隊の活動実施区域について追及した。

戦闘現場に近づくことは もちろん全く考えていない

(安倍首相)

「後方支援を実際に経験する中において、なかなかこの概念においては**自衛隊は機敏に活動することができない**という経験を積んできたわけであります。(中略)そこで今回は、**戦闘現場**ということにさせていただいて、**そこで戦闘が起こったときには直ちに部隊の責任者の判断で一時中止をする、あるいは退避をする、(中略)戦闘に巻き込まれることがなるべくないようなそういう地域をしっかりと選んで行くのは当然のことであり、(中略)合理的な整理をし直した**ということであって、**リスクとは関わりがない**ことは明確に申し上げておきたい。」

(安倍首相、5月20日党首討論。岡田民主党代表への答弁。)

「**戦闘の前線のような場所で行うものではなく、(中略)部隊等が活動を円滑かつ安全に実施することができるよう**に活動の実施区域を指定することとしており、**今現在戦闘行為が行われていない**というだけでなく、**自衛**

隊が現実に活動を行う期間について戦闘行為がないと見込まれる場所を実施区域に指定することとなります。」

(安倍首相、5月26日衆院本会議。志位和夫日本共産党委員長への答弁。)

「(これまでと)**安全性においては相違はありません**、(中略)新たな仕組みでは、自衛隊が現実に活動する期間において機動的に活動を実施する区域を指定することから、常に情勢を踏まえた判断が行われ、そして安全確保が図られるとともに**柔軟な活動が可能になる**ということでございます。」

(中谷元防衛相、5月27日、衆院平和安全法制特別委員会。民主党・大串博志議員への答弁。)

「**戦闘地域、戦闘現場に近づく**なんていうことは**もちろん全く誰も考えていない**わけございまして、そのような誤解を与える発言は慎んでいただきたい。」

(安倍首相、5月27日、衆院平和安全法制特別委員会。民主党・大串博志議員への答弁。)

「**アメリカとどこかの国が戦闘**をしていて、(中略)**助けてくれと言われても、自動的にここに行く**ということはありません。(中略)三要件にしっかりと照らして、それに合致をしなければ、この三つとも合致をしなければあり得ない。(中略)**日本の意思に反して日本が戦闘活動に巻き込まれていく**ということは**当然ない**のは当たり前のことでありまして、(中略)後方支援活動におきましても、**戦闘現場になれば直ちにこれは撤収して**いくわけでありますから、この巻き込まれ論というのはあり得ない。」

(安倍首相、5月20日党首討論。岡田民主党代表への答弁。)

岡田民主党代表らは、武力行使の「新3要件」が満たされれば、相手国の領土、領海、領空において武力行使をするのかを問うた。

「一般に海外派兵は認められていないという考え方、これは今回の政府の見解の中でも維持をされているということでもあります。つまり、外国の領土に上陸をしていって戦闘行為を行うことを目的に武力行使を行うということはありません。(中略)存立事態になってそれ(米艦)を守ることができるということになれば、より日米同盟は、きずなは強くなり、効率的にこれは抑止力を発揮できるということになる。(中略)最終的に必要最小限度を超えるかどうかということについて、一般に海外派兵は許されていない。(中略)武力の行使を目的として、あるいは戦闘行為を目的として海外の領土や領海に入っていくことは、これは許されない。機雷の除去というのは、これはいわば一般にということの外において何回も説明をしてきているところでございます。」
(安倍首相、5月20日党首討論。岡田民主党代表への答弁。)

「機雷掃海については、一般にということの外と申し上げたように、その実態は、水中の危険物から民間船舶を防護し、その安全な航行を確保することを目的とするものです。その性質上も、あくまでも受動的かつ限定的な行為です。」
(安倍首相、5月26日衆院本会議。枝野幸男民主党幹事長への答弁。)

「後方支援は、部隊の安全が確保できないような場所で行うことはなく、戦闘に巻き込まれるようなこともありません。(中略)我が国が行う後方支援は、他国の武力の行使と一体化することがないように行うものです。(中略)武力行使と一体不可分とか世界で通用しないといった御指摘は当たりません。」
(安倍首相、5月26日衆院本会議。志位共産党委員長への答弁。)

敵のミサイル基地攻撃は 「許されないわけではない」 (横畠内閣法制局長官)

「いわゆる誘導弾等の基地をたたく以外に攻撃を防ぐ方法がないといった場合もあり

得ることから、仮に他国の領域における武力行動で自衛権発動の三要件に該当するものがあるとするれば、憲法上の理論としてはそのような行動をとることが許されないわけではないとしてきております。(中略)武力の行使につきましては、まさにこの新3要件の全てを満たす場合に限られております。それは、他国の防衛それ自体を目的とする武力の行使ではございません。」
(横畠裕介内閣法制局長官、5月27日平和安全法制特別委員会。岡田民主党代表への答弁。)

予防攻撃や先制攻撃を 支援するなどあり得ない (岸田外相ら)

「他国に対する武力攻撃が発生していないにもかかわらず、その他国が先制攻撃をしているという状況の中において我々がその国を支援するということはないということはもうこの三要件からも明白であるということは申し上げておきたい、このように思います。」
(安倍首相、5月27日平和安全法制特別委員会。岡田民主党代表への答弁。)

「国際法上は、予防攻撃も先制攻撃も認められておりません。これは国際法に違反するものであります。我が国は、国際法に違反する武力行使を集団的自衛権等において支援する、こういったことは全くあり得ません。」
(岸田文雄外相、5月27日平和安全法制特別委員会。岡田民主党代表への答弁。)

「我が国または我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃の発生が前提ということで、また、他国を防衛すること自体を目的とするものではなくて、憲法の精神にのっとり受動的な防衛戦略の姿勢をいう専守防衛の定義には何ら変更がないと認識をしております。」
(中谷防衛相、5月27日平和安全法制特別委員会。長妻昭民主党代表代行への答弁。)

「専守防衛という考え方は全く変わりありません。」
(安倍首相、5月27日平和安全法制特別委員会。長妻昭民主党代表代行への答弁。)
(まとめ：塚田晋一郎)㊦

日誌

2015.5.21~6.5

作成：有銘佑理、塚田晋一郎

IAEA=国際原子力機関/ISIL=「イスラム国」/
NATO=北大西洋条約機構/SLBM=潜水艦発射
弾道ミサイル/THAAD=高高度ミサイル防衛/
WMD=大量破壊兵器

- 5月22日 NPT再検討会議、ニューヨーク国連本部で閉幕。中東非WMD地帯などで決裂し、最終文書の合意はならず。(本号参照)
- 5月25日 北朝鮮、国連安保理で韓米合同軍事訓練を議題として扱うことを要求する書簡を安保理議長あてに送付。
- 5月26日 中国、国防白書を発表。核の先行不使用、非核国への不使用は維持。
- 5月27日 衆院安保法制特別委員会。安倍首相、海外での武力行使は許されず、ホルムズ海峡機雷掃海は例外と答弁。(本号参照)
- 5月28日 ストルテンベルグNATO事務総長、ワシントンで講演し、ロシアの核の脅しは状況を攪乱させる不安定要因であり、正当化されないと述べる。
- 5月29日 天野IAEA事務局長、イラン核開発に関する報告書をまとめる。
- 5月29日 元米国家情報長官で米太平洋軍司令官も務めたブレア氏、北朝鮮がSLBM技術を取得したとの主張は「誇張」と一蹴。
- 5月30日 中谷防衛相とハン韓国国防部長官がシンガポールで会談。朝鮮半島において日本が集団的自衛権を行使する際は、韓国の事前要請や同意が必要と合意。
- 5月30日 北朝鮮外務省、核問題をめぐる6か国協議の日米韓首席代表会合(ソウル)を非難する談話を発表。
- 5月31日 孫中国軍副総参謀長、ハン韓国国防部長官に対し、韓国へのTHAAD配備議論に関する懸念を伝える。
- 6月2日 ファビウス仏外相、イラン核協議で秘密施設への国際監視団の査察が合意に盛り込まれない場合、中東の核開発競争を招く恐れがあるとの見方を示す。
- 6月3日 韓国軍、北朝鮮全域を攻撃可能な射程500km以上の弾道ミサイルの試験発射に初成功。
- 6月4日 サモンド前スコットランド首相、

イアブック「核軍縮・平和2014」

—市民と自治体のために

編著：NPO法人ピースデポ/監修：梅林宏道

発行：緑風出版/2014年11月30日/A5判 356頁

会員価格1700円/一般価格2000円(ともに+送料)

特集 核兵器：非人道性から禁止の法的枠組みへ

■2013年のキーワード：
核軍縮/米軍・自衛隊/自治体とNGO ほか
■市民と自治体にできること
■豊富な一次資料

スコットランドは今後この地域における核兵器の存在を容認するつもりはないとの声明。

●6月5日 ビショップ豪外相、ISILが塩素ガスを既に武器として使用し、本格的な化学兵器の入手や開発を目指していると述べる。

●6月5日 パキスタン外務省関係者、同国がサウジアラビアに核兵器を秘密裏に売却した可能性との欧米メディアの報道を否定。

沖縄

●5月21日付 嘉手納基地所属P3C哨戒機から銅製4.5kgの通信アンテナ落下。20日に発生、地元通報1日遅れる。

●5月21日 「平和の礎」に追加刻銘87名。総刻銘者数は24万1336人に。

●5月22日 佐喜真宜野湾市長、「普天間飛行場早期閉鎖・返還」求め知事へ要請書提出。

●5月22日 西普天間住宅地区跡地、解体予定の140棟からアスベストを検出。変圧器1機からはPCB検知。

●5月24日 辺野古新基地建設反対訴え、1万5千人が国会包囲。大阪でも連帯集会。

●5月25日 翁長知事、埋立て承認「取り消し」に言及。7月上旬の有識者の提言を前提に、「検討」から一歩踏み込む。

●5月25日 5.17県民大会共同代表ら、中谷防衛相へ大会決議文手交。普天間飛行場の閉鎖・撤去こそ「唯一の解決策」と訴える。

●5月26日 菅官房長官、翁長知事が埋立て承認を取り消した場合も「工事を進めながら裁判で争う」考えを示す。

●5月27日 翁長知事、訪米行動へ出発。ハワイ訪問後、30日にワシントン入り。

●5月28日 沖縄防衛局、辺野古海底作業停止指示は「法的根拠欠く」と主張。不服申立て却下を求める県に対し反論書提出。

●5月28日 翁長知事、ハワイ州選出議員らと会談。辺野古撤回へ協力求める。訪米団、オ

スプレイ墜落現場やカネオヘ基地を視察。

●5月29日 嘉手納町議会、ハワイでのオスプレイ墜落事故、P3C部品落下事故に対する抗議決議及び意見書を全会一致で可決。

●5月29日 嘉手納基地14年度航空機運用実態調査。航空機発着回数4万2446回(常駐機75%、外来機25%)。戦闘機1万7909回。

●5月30日 「久辺三区の振興に関する懇親会」、名護市で初会合。辺野古移設めぐる補償問題など、国と地元で意見交換。

●5月31日 『「辺野古土砂搬出反対」全国連絡協議会」結成。奄美・瀬戸内など、採石地周辺で活動する環境団体らが参加。

●5月31日 米軍関係者、那覇で飲酒絡みの逮捕相次ぐ。30、31日の両日で5人を摘発

●6月1日 「辺野古新基地建設問題対策課」、知事公室内に設置。移設阻止に向けた施策に関する業務を担当。名護市からも1名派遣。

●6月2日付 「埋立て承認取消し方針支持」77.2%。「県内移設反対」83%。「辺野古支持」10.8%。琉球新報・OTV合同世論調査。

●6月2日 翁長知事、米上院軍事委員会のマケイン委員長、リード筆頭理事と会談。

●6月2日 辺野古移設を「唯一の解決策」とする米国防認可法案上の文言は「政策拘束せず」。米議会関係者ら、訪米団へ見解を示す。

●6月3日 翁長知事、米國務省日本部長、国防総省副次官補代行と会談。

●6月3日 那覇空港で空自ヘリ1機・民間機2機が絡む離着陸トラブル。空自、管制指示違反か。空輸安全委、事故調査開始。

●6月5日 海保ポート、抗議男性に衝突。「制限区域内進入者の行為制止」と説明。

●6月5日 14年12月に沖縄市で発生したひき逃げ事故で、米海兵隊少佐を略式起訴。地検、「公務外」と判断。

核兵器廃絶のための新しい情報を得るオープンな場

アボリション・ジャパンMLに参加を

join-abolition-japan.dLNY@ml.freeml.com に

メールをお送りください。本文は必要ありません。(freemlに移行しました。これまでと登録アドレスが異なりますので、ご注意ください。)

今号の略語

NAC=新アジェンダ連合

NPT=核不拡散条約

ピースデポの会員になって下さい。

会費には、『モニター』の購読料が含まれています。会員には、会の情報を伝える『会報』が郵送されるほか、書籍購入、情報等の利用の際に優遇されます。『モニター』は、紙版(郵送)か電子版(メール配信)のどちらかを選択できます。料金体系は変わりません。詳しくは、ウェブサイトの入会案内のページをご覧ください。(会員種別、会費等については、お気軽にお問い合わせ下さい。)

編集委員：梅林宏道<CXJ15621@nifty.ne.jp>、湯浅一郎<pd-yuasa@jcom.home.ne.jp>、田巻一彦<tamaki@peacedepot.org>

塚田晋一郎<tsukada@peacedepot.org>、吉田遼<farawayalongway@yahoo.co.jp>

宛名ラベルメッセージについて

●会員番号(6桁)：会員の方に付いています。●「(定)」：会員以外の定期購読者の方。●「今号で誌代切れ、継続願います。」「誌代切れ、継続願います。」：入会または定期購読の更新をお願いします。●メッセージなし：贈呈いたしますが、入会を歓迎します。



書：秦莞二郎

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

田巻一彦(ピースデポ)、塚田晋一郎(ピースデポ)、朝倉真知子、有銘佑理、津留佐和子、中村和子、丸山淳一、吉田遼、梅林宏道